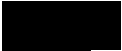
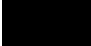



## 令和2年第8回川口市建築審査会会議録

- 1 日 時 令和2年7月22日（水） 午後1時30分から
- 2 場 所 川口市役所鳩ヶ谷庁舎大会議室
- 3 出席委員 山野光雄会長（議長）、中山栄次委員、井上隆委員
- 4 審査請求人 
- 5 関係人 
- 6 処分庁 
- 7 事務局 都市計画部計画管理課職員 3名
- 8 参考人 都市計画部建築安全課職員 2名
- 9 議 案 川口市建築審査会令和2年第1号審査請求事件における公開による口頭審査について

令和2年5月11日付で川口市建築審査会に提起された川口市建築審査会令和2年第1号審査請求事件に係る公開による口頭審査を開催した。

開会にあたり、事務局から委員の出席状況の報告があり、定数5に対し、3名の出席により、川口市建築審査会条例第5条第2項の規定に基づき、本審査会が成立する旨の宣言がなされた。

続いて、出席者の紹介、議事進行における注意事項の確認をした後、同条例第5条第1項に基づき、会長を議長とした。まず、議長は、川口市建築審査会規則第3条第2項により、会議録署名人として井上委員を選任した。

続いて、議長は、傍聴人の確認を行い、2名の傍聴申し込みがあったことからそれを許可した。

口頭公開審査の概要は次のとおり。

まず、事務局からこれまでの経緯を次のように説明した。

本審査請求が、令和2年5月11日付で川口市建築審査会に提起され、同日に受付し、処分庁に対し、同年6月9日付で本審査請求書の副本を送付したこと。

続いて、同年6月22日付で処分庁から弁明書及び関係書類が提出され、同日に受付し、審査請求人に対し、弁明書の副本を同日付で送付したこと。

続いて、井上委員から処分庁への提案がなされた。内容は、物件送付通知書として本審査会に提出されたもののうち、確認申請書の概要の写しと配置図の写しを、乙第2号証として採用する可否についてであり、処分庁は了承した。その後、乙第2号証の写しを審査請求人に配付した。

続いて、審査請求人に審査請求の要旨、処分庁に審査請求に対する弁明の要旨を確認した。

審査請求人から審査請求の要旨について、審査請求書のとおりであるが、法的側面からだけでなく、倫理的側面についても本審査会で考えてほしい旨が主張された。

続いて、処分庁からの弁明の要旨について、弁明書のとおりとの発言がなされた。

続いて、議長から、審査請求人が当日に持参した周辺参照図について、証拠として採用する意思があるか審査請求人に確認したところ、審査請求人は、あくまで自らが口頭審査で主張を述べるための参考であり、資料として提出する意思はないとのことであった。参考として、委員、処分庁に周辺参照図の写しを配付した。

続いて、委員からの質疑を行ったところ、井上委員から審査請求人に対し、審査請求書中の「5 審査請求の理由」の2番目の主張で、当該敷地西側の道路について、「建築基準法第43条第2項第一号」と表現しているところは、「建築基準法第42条第1項第五号」の誤りに見受けられ、また、前述のとおり、審査請求人が参考として配付した周辺参照図には「建築基準法第42条第1項第五号」に直されているとの指摘がなされ、審査請求人からは、その通りであり、定義を誤っていたとの発言があった。

その後、審査請求人、処分庁に補足の主張、弁明があるかを確認した。

審査請求人からは、当該建築物の敷地は西側の位置指定道路に幅2メートルで接していることから、建築行為は法的に問題ないとのことだが、その西側の位置指定道路について、交通上、安全上、防火上及び衛生上問題ないと認識しているのかという旨が主張された。また、関係人からは、当該敷地の西側の位置指定道路の現況について、電柱の位置等の説明がなされた。

続いて、処分庁からは、当該敷地が2メートル以上接道しており、建築基準法第43条の規定のとおりであると判断している旨が弁明された。

続いて、審査請求人からは、処分庁が建築確認処分をするにあたり、西側の位置指定道路の現況を考慮しないのかという旨の主張がなされた。

続いて、処分庁からは、建築確認処分を行うにあたり、建築確認の規定に適合しているかどうかで判断しており、審査請求人の言う電柱の位置等については、その判断に含んでいないという旨の弁明がなされた。

続いて、審査請求人からは、再度、法的側面だけではなく倫理的側面も考慮したうえで判断すべき旨の主張がなされた。

続いて、議長から、審査請求人が主張する「法的側面以外の点」について処分庁は判断しないと弁明しているという旨の発言があり、その一方で、議長からは、法的側面以外の点も考慮すべきと審査請求人が主張するならば、審査請求人の意見としてこの場の記録としては、残す旨の発言があった。これについて、審査請求人も了承した。

続いて、審査請求人から、当該建築物が東側通路においてセットバックをしないことで、その南側に位置する住宅に居住する住民の生活に支障をきたす恐れがあることについて、どう考えるかという主張がなされた。

続いて、処分庁からは、建築確認処分を行うにあたり、処分庁は当該敷地の接道要件の妥当性や当該建築物が規定に適合しているかどうか等を判断しており、審査請求人の言う当該敷地とは別の敷地の状況について判断することはしないという旨の弁明がなされた。

続いて、審査請求人からは、再度、法的側面だけではなく倫理的側面も考慮したうえで判断すべき旨の主張がなされるとともに、審査請求人が審査請求を行う要因となった状況が、今後、他地域でも起こり得る旨の主張がなされた。

続いて、議長から、上述の審査請求人の主張は、審査請求人の意見としてこの場の記録としては、残す旨の発言がなされた。審査請求人も了承した。

この後、議長から、公開口頭審査を終了し、審理手続きを終結する旨の宣言がなされ、審査請求人、関係人、処分庁が退室した。引き続き、裁決に係る評議をおこなった後、第8回川口市建築審査会（公開口頭審査）を終了した。

※当該建築物の工事完了予定日が近いことから、公開口頭審査に引き続き、裁決に係る評議をおこなったもの。